

三総第 264 号の 2  
令和 5 年 11 月 30 日

三田市立ひまわり特別支援学校  
保護者会 様

三田市長 田村 克世



### 要望書について (回答)

向寒の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、令和 5 年 9 月 29 日付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。なお、学校教育部にかかる質問につきましては、教育委員会から取り寄せた回答となります。

### 記

1. 医療的ケアが必要であっても安心して学校へ通い続けるために。  
(1) 医療的ケア児が毎日登下校の送迎を受けられるようにしてください。

#### (教育支援課回答)

当該支援は、ひまわり特別支援学校における重要な課題と認識しており、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の理念に基づいた対応を行っております。令和 6 年度の実施方法につきましても、児童生徒の安全面に最大限の配慮を行いながら、持続的な安全の確保の面から随時検討を行い、見直しを進めております。

登校につきましては、コロナウイルス感染症が 5 類感染症になったことから、お子様が元気であれば、ご家族が罹患された場合でも登校は可能です。しかしながら、すでにお子様にウイルス等が潜伏し、他の児童生徒に症状を感染させることが危惧される場合には、登校を控えていただいていると学校から聞いております。

また、「保護者の事情や体調で送迎できない場合の登校手段」につきましては、三田市立学校に通われている全てのお子様に対して、登下校はあくまで保護者様の責任のもとで行われていることから、普段と違う状況が生じた場合には、各家庭でご対応いただいているところです。

教育委員会といたしましては、現在行っている登校支援を拡充(回数増)していくことで、保護者様の負担軽減に努めてまいります。

- (2) 主治医意見書の一つにまとめたものとするを許可してください。

#### (教育支援課回答)

ひまわり特別支援学校において、在籍する医療的ケアが必要なお子様が健康かつ安全に学校生活を送ることができるよう教育環境を整え、障害のある児童生徒の自立と社会参加の基礎形成を養うためにも、医師が作成した指示書は欠かせません。そのため、保護者様にはその目的をご理解いただき、提出をお願いしております。

特に生命の危険が生じる場合は、緊急搬送までの間、指示書内容に基づき看護職員を中心に全教職員が連携して対応可能な範囲内の応急処置を行うことから、学校現場において指示書の役割は極めて重要であると言えます。

「学校に通うための指示書(=①)と、送迎バス乗車のための診断書(=②)を統一し、1通で済むようにしていただきたい」とのことですが、①と②は性質及び提出先が全く違う書類であり、共通の様式として、ひとまとめにすることは難しいと考えております。①はお子様が学校生活を送る上で看護職員が中心となって行う手技について示されており、ひまわり特別支援学校に提出していただくものです。また、お子様の診断名や医療行為の内容、そして保護者様の緊急連絡先等、個人情報として最も取り扱いを慎重にすべき内容が多々記されております。対して②は、主治医に、送迎バスで送迎できるか否かを、「利用可・現状では利用は難しい」の2択で答えていただく書類となっており、教育委員会に提出していただくものです。教育委員会としては、バス内での医療的ケアは行わないため、「お子様が送迎バスを利用できるか、できないか」を把握する必要がありますが、①に記載されている個人情報として最も取り扱いを慎重にすべき内容を受け取る必要はありません。昨今、個人情報の漏洩問題が各地で散見されており、三田市としてその取り扱いには特段に気をつけているところで

す。  
しかしながら、①と②の提出時期につきましては、ひまわり特別支援学校長から「同時期の提出期間に揃えることは可能である」と回答を得ております。

書類を提出していただくための保護者様・お子様の負担が少しでも軽減されるよう、今後とも学校と連携しながら進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### (3) 修学旅行等宿泊学習時の同伴保護者の旅費・宿泊費用の負担をなくしてください (教育支援課・教育総務課回答)

医療的ケアが必要なお子様が安心して修学旅行に参加できるよう、学校管理下における教育課程活動時間につきましては、看護職員も同行し、児童生徒が安心安全に学習できるよう、支援の幅を広げております。

まず「保護者同伴の修学旅行費」につきましては、兵庫県の特別支援教育就学奨励費制度が適用されていることと存じます。各家庭の所得金額により補助額は異なりますが、保護者様の負担を軽減するために設定された制度となっております。特別支援教育就学奨励費では、修学旅行費として児童生徒ご本人だけでなく、付き添い人に対しても、旅行代金の全額または半額が支給されております。以上のことから、すでに保護者様に対する負担軽減の施策が行われておりますので、これ以上の費用負担につきましては難しいことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

つづきまして、「夜間のお子様の看護」についてですが、教職員・看護職員の勤務時間は8時15分～16時45分となっております。修学旅行等の校外行事におきましては、その特殊性を踏まえ、勤務時間を延長して、お子様の安全管理を行っております。それでも、教職員や看護職員の勤務時間は、早朝から日付が変わる頃まで、長時間に及ぶ過酷な勤務となってしまいます。

「夜間看護」につきましては、市内公立小中学校児童生徒におきましても同様に、どうしても必要な場合は、保護者様にお願いしているところです。教職員や看護職員の働き方改革を含め、勤務時間の適正化は昨今の大きな課題であり、学校がすべき役割、保護者が担う役割を明確にしていくとともに、学校・家庭が共に連携・協力しながら進めていかななくてはならない問題であると捉えております。下記(4)にも関連してまいります。教職員や看護職員に過度な勤務形態を課すことで離職が増え、教

職員不足・看護師不足に陥った結果、子どもたちが修学旅行に参加できないという事態も想定されます。

まずは教育課程時間内の教育活動を充実させることが大切であると考えておりますので、場合によっては保護者様のご協力が必要な時もあることをご理解いただければと存じます。

しかしながら、「夜間看護」につきましては、現地の夜間看護師等に依頼できないか等も含め、その方法については引き続き調査研究をしてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### (4) 看護師等が安心して就労継続できる環境を整えてください。

##### (教育支援課・教育総務課回答)

子どもたちが安心安全な学校生活を送るためにも特別支援学校における看護職員は欠かせません。近年、医療的ケアも高度化・複雑化する傾向にあり、医師のいない学校現場で医療的ケアを実施し、緊急対応を求められるという特殊性があることから、医療現場との違いにより、不安を抱く方も多いと聞いております。

このようなことから教育委員会として、看護職員が安心して職務を遂行できるよう、専任の講師兼相談員による研修体制及び相談体制を整備し、日常の医療的ケアを行う中で生じる看護職員の不安や悩み等に関する相談に応じたり、求められる資質能力の向上を目指したりすることで、日々看護職員の育成を図っております。

また、職員の雇用条件等につきましては、令和2年度から三田市の会計年度任用職員として任用し、期末手当の支給や休暇制度の充実等による待遇改善を行っております。特に、看護職員の賃金につきましては、報酬表の改正によるベースアップに加え、他の職種以上の賃金の引上げも行っております。

今後も看護職員が安心して継続的に就労できる環境を構築してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### 2. 障害のある子どもを育てる家庭の経済的負担を軽減してください。

##### (障害福祉課回答)

三田市では高額障害福祉サービス等給付費(障害福祉サービス利用負担額の合計が上限を超えた場合に支給される給付)につきまして、支給申請時に領収書の提出をお願いしているところですが、ご要望を受け当事者とご家族等の負担軽減を図るため、公簿等で確認できる場合には、領収書の添付を省略することを検討してまいります。

制度の周知につきましては、障害福祉サービス受給者証の送付時に案内文書を同封する等の対応をしておりますが、今後、三田市ホームページにも制度案内を掲載する等、より分かりやすい情報発信に努めてまいります。

#### 3. 障害児を育てる保護者が就労を継続できるよう、放課後児童クラブの利用を認めてください。(健やか育成課回答)

お子様の頻回の受診や継続的に訓練や療育を受けながら保護者様が就業を続けることは、非常にご負担が大きいと拝察いたします。ご要望にある放課後児童クラブは、保護者様の就労や疾病等により、放課後に適切な保護を受けることができない小学校等の児童に、発達段階に応じた主体的な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。そのため、保護者の就労や疾病等により、月曜日から金曜日の間で一

定の日数と時間帯において適切な保護を受けることができないことを、入所要件の一つに掲げております。

このことは、障害の有無に関わらず、放課後児童クラブでお預かりする必要性が高い児童に入所いただくためのものであり、待機児童が生じている現状では、障害のある児童のご家庭に限り、要件を緩和することは難しいと考えております。

また、放課後児童クラブは、市内の小学校と特別支援学級に通う児童が利用できることとしておりますが、障害の程度や状態によっては一定の配慮及び環境整備を必要とすることから、受入体制の確保が難しい場合もあり、三田市としましては、お子様の健康状態や発達の状況、保護者様の意向等を把握し、関係機関と連携しながら、可能な限り受け入れるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### 4. ひまわり特別支援学校保護者会と三田市の定期的な面談を求めます。

##### (教育支援課回答)

今後とも保護者の皆様からご意見等を聞かせていただき、課題や実情を把握しながら丁寧な対応に努め、必要に応じて、ひまわり特別支援学校をはじめ市内各学校へ出向き、お話しできる機会を設けさせていただきたいと考えております。

##### <問い合わせ>

経営管理部行政管理室総務課 (TEL 079-559-5035)

※回答させていただいた内容に質問等がございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。